

令和元年度第4回県政参画電子アンケート  
「保育士の配置基準の緩和」に関するアンケート  
結果概要

1 調査概要

- テーマ 「保育士の配置基準の緩和」に関するアンケート
- 実施期間 令和元年7月12日(金)～7月22日(月)
- 対象 県政参画電子アンケート会員 650名
- 回答数 537名(回答率 82.6%)

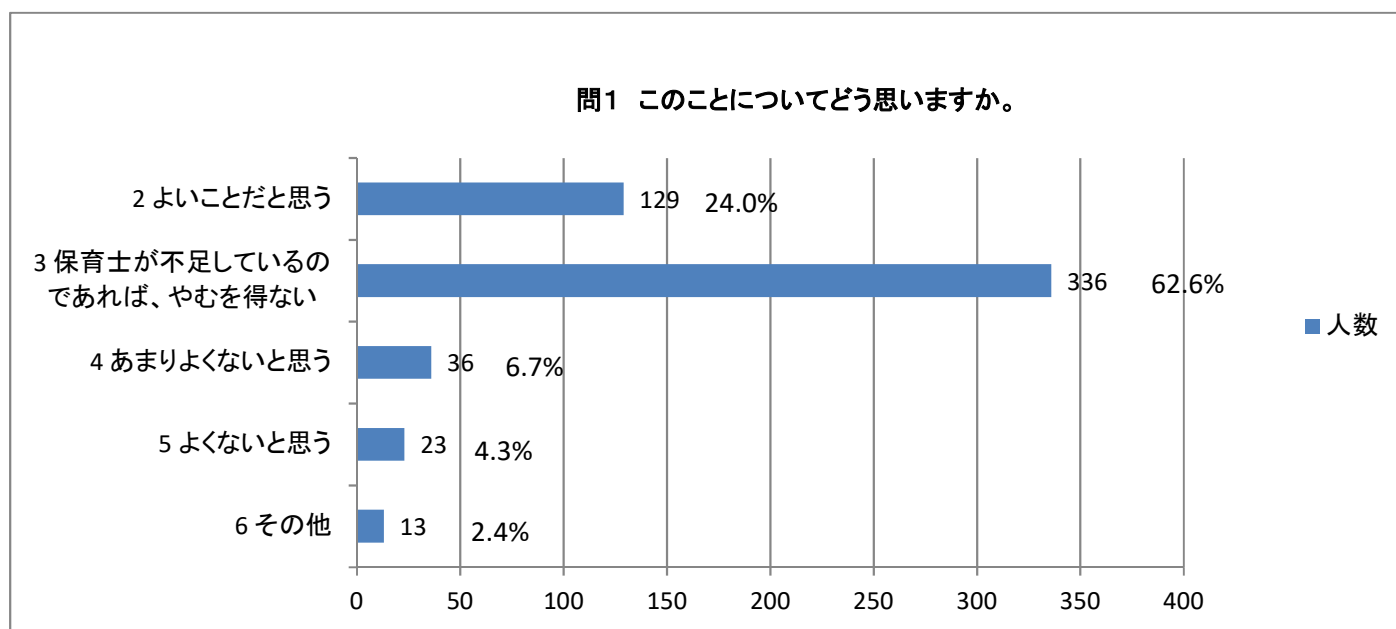
2 目的・概要

全国的な保育士不足を背景に、県では平成28年6月から、保育士の配置基準の緩和(朝夕等の児童が少数となる時間帯の弾力化、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用、保育実施に当たり必要となる保育士の弾力化)を実施しており、この特例措置の期限を令和2年3月31日までとしています。特例措置の今後のあり方について検討を行うにあたり、ご意見をお寄せくださるようお願いします。

【問1】保育士については、最低2人の配置を求めています。朝夕等の児童が少数である時間帯においては、保育士2名のうち1名を『知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者(※1)』をもって代えることを可能としています。

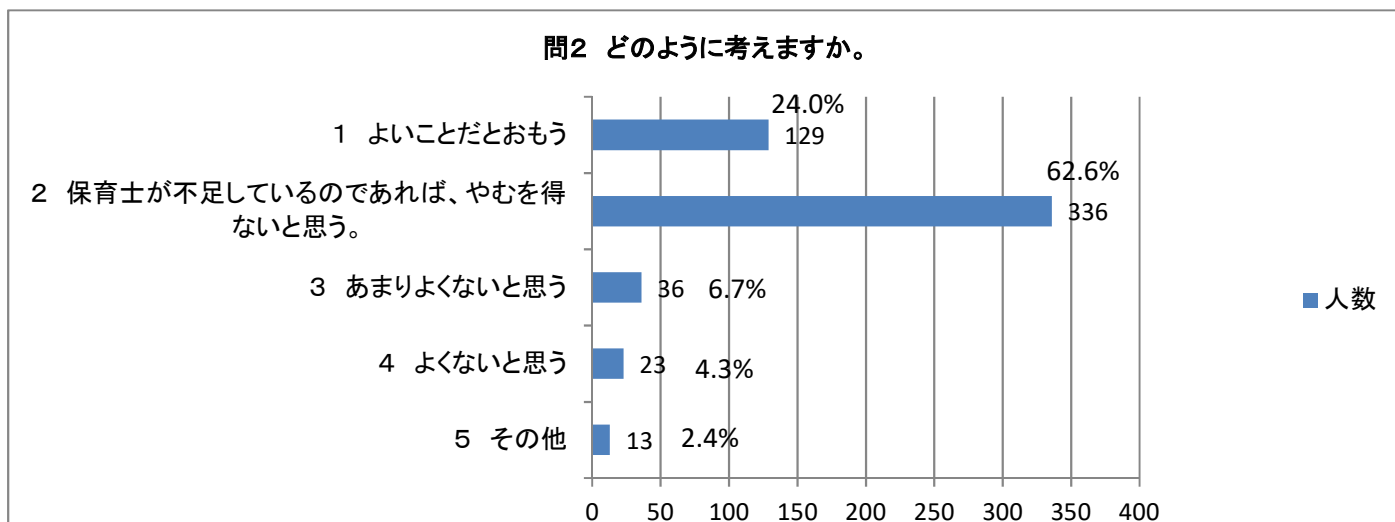
(※1) 保育所で常勤の職員として、保育業務に従事した期間が1年以上ある者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者です。

このことについてどう考えますか。



【問2】保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、配置基準上必要となる保育士数の3分の1を超えない範囲で、保育士に代えて勤務可能としています。

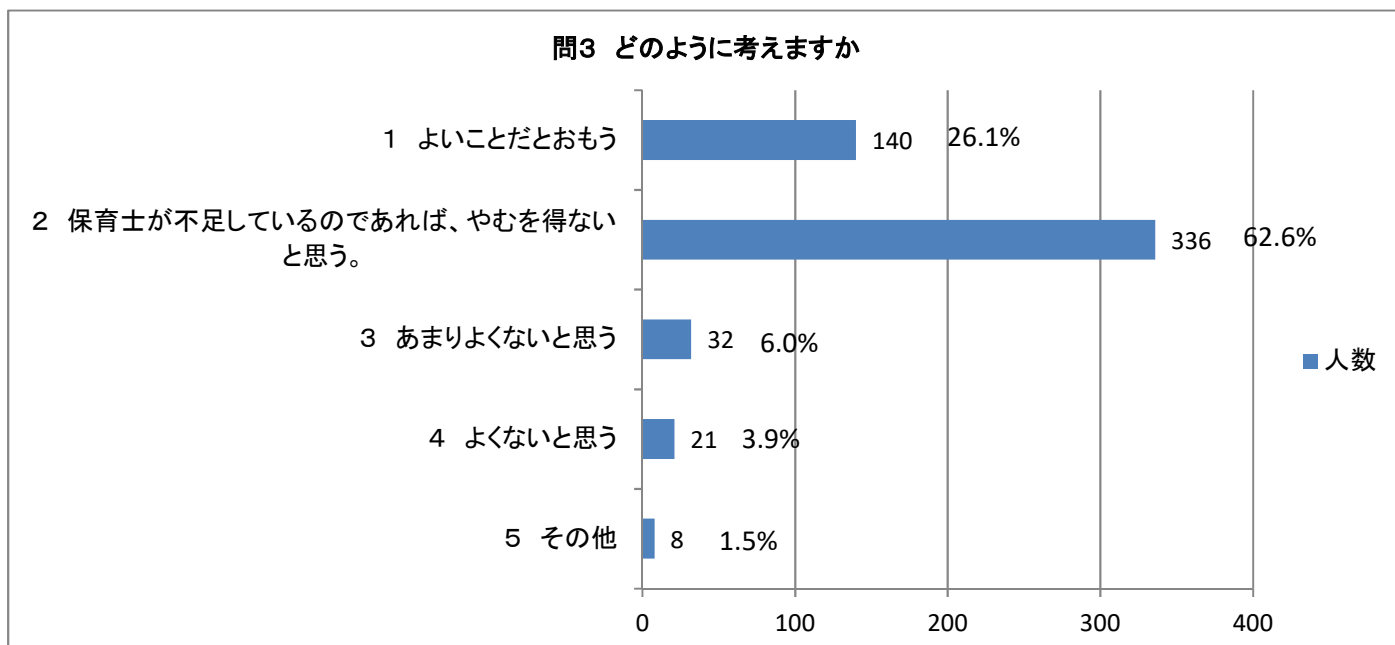
このことについてどのように考えますか。



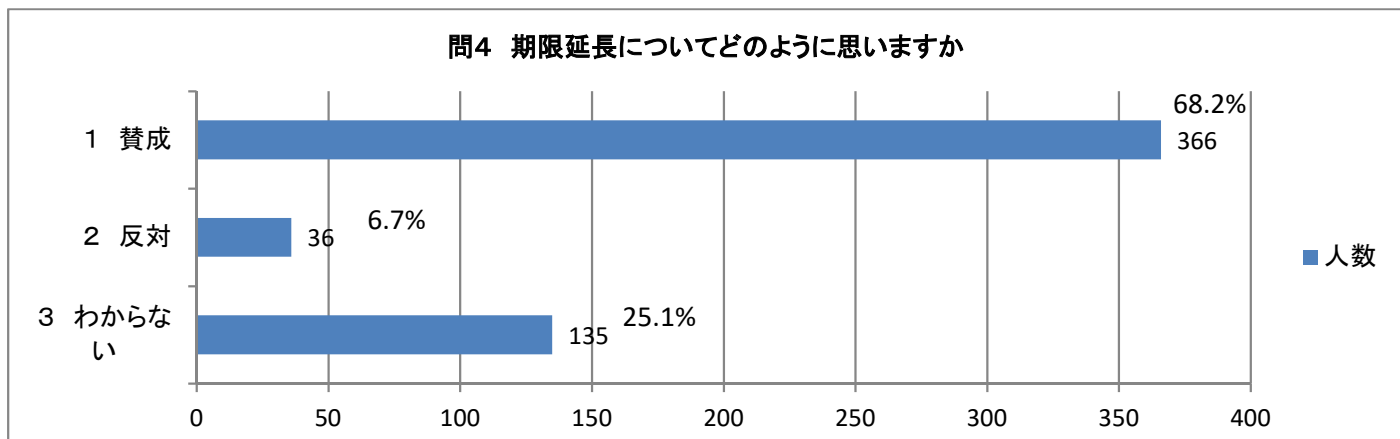
【問3】長時間開所していることにより、基準を上回る保育士を配置している場合は『知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者(※)』をもって代えることを可能としています。

(※) 保育所で常勤の職員として、保育業務に従事した期間が1年以上ある者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者です。

このことについてどのように考えますか。



【問4】保育士等の配置基準の緩和については、県の条例により令和2年3月31日までの間の特例として  
います。期間延長についてどのように思いますか。



【問5】(賛成の場合) 適当と考える期間延長について、どの位の期間とお考えですか。

